

行政評価機能の抜本的強化方策

平成22年4月
総務省

※ 「行政評価等プログラム」(平成22年4月総務大臣決定)に盛り込み。

行政評価機能の全体像

○政策評価推進機能

政策評価に関する基本的事項の「企画立案」 (総務省設置法 4 条 16 号)

各府省が行う政策評価の「推進」、「点検」 (総務省設置法 4 条 16・17 号、政策評価法 3・4・12 条)

○「行政評価局調査」機能

複数府省にまたがる政策の「評価」 (総務省設置法 4 条 17 号、政策評価法 12 条)
政策効果の把握を基礎として、必要性、効率性、有効性の観点から、政策自体の見直し・改善を実施

各府省業務の実施状況の「評価・監視」 (総務省設置法 4 条 18 号)
政策に基づく業務の実施状況について、合規性、適正性、効率性の観点から行政運営の見直し・改善

○行政相談機能

国民からの行政に関する相談の「受付・解決」 (総務省設置法 4 条 21 号)

行政相談委員との「連携」 (総務省設置法 4 条 22 号、行政相談委員法)

○独立行政法人評価機能 【政策評価・独立行政法人評価委員会】

中期目標期間終了時の主要な事務事業改廃の勧告、年度評価への意見 (独法通則法 32 条 5 項・35 条 3 項)

○中期的課題の検討 (現行制度の枠組みを超えた検討が必要となる組織・体制、法制度等の中期的課題について、引き続き検討) (注)

(注) 中期的課題として考えられるもの：①総務省設置法に基づく調査対象、調査権限の在り方、②政策評価制度の在り方 (政策評価法の対象機関の範囲等)、③行政相談委員制度の在り方 (地方公共団体との連携・協力の在り方等)、④政策評価・独立行政法人評価委員会の在り方、⑤行政評価・監視に係る審議機関、⑥局の名称、組織・体制

機能強化の視点

(「行政評価等プログラム」 p. 2)

「いのちを守る」政策の実現に向け、新たなパラダイム、ダイナミズムに適応しているかどうか、以下の点を重視し、聖域なく、行政運営を見直し

○ 国民視点に立った行政のパフォーマンスやアウトカム（国民に対する成果）

アウトカムに着目した目標設定の徹底
「行政評価局調査」を拡充し行政のパフォーマンスの改革・改善を積極的に指摘 等

○ 公開度・説明度（説明責任）の徹底

政策評価に関するバックデータの公表により外部検証可能性を確保
「行政評価局調査」の実施に当たっての視点として重視
調査手法における有識者への意見聴取やアンケート調査の活用、タイムリーな結果公表 等

○ 国民との対話・協働

成果目標やその達成状況を明らかにし、国民的議論を喚起
国民からの調査テーマ公募、行政相談を端緒とした調査の実施 等

機能強化の基本的考え方

(「行政評価等プログラム」 p. 1～2)

- 行政評価局の担う各機能（行政評価機能）は、いわば政府のレビュー機能として、行政の改革・改善を促し、国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政の実現に資する役割を担っている。

他方、政治主導・国民主導の確立、税金の無駄使いの徹底排除等に向け、従来からの行政システムの転換が求められている中、行政評価機能については、機能をより十全に発揮する必要性が指摘されており、行政に対する国民の信頼回復のため、機能強化を図り、政府全体のレビュー機能の質の向上に資する必要。
- このため、以下の方向で強化に取り組み、政府内の他のレビュー機能と連携しつつ、総務省として内閣を支援する機能を強化。
 - ① 政策評価推進機能については、各府省における政策評価の定着状況を踏まえ、情報公開の徹底を通じた各府省の説明責任の向上、予算編成等に真に役立つ機能の強化へと重点化。
 - ② 「行政評価局調査」機能については、その特性をいかし、国民視点から行政のパフォーマンスの改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うべく拡充、調査実施に当たっては公開度・説明度（説明責任）の徹底、国民との対話・協働の推進を図る。
 - ③ 行政評価局の担う各機能間の連携を図るとともに、各機能を通じ、タイムリーに情報を発信。
 - ④ 政策評価への取組が人事評価に一層円滑に反映されるような取組を推進。
- 機能強化方策の具体化・実行に当たっては、年金記録問題の動向等の状況変化に留意して柔軟・適切に対応。

現在、行政評価局においては、年金記録確認第三者委員会の事務局を担っており、国民からの申立ての迅速かつ的確な処理を促進するため、調査等の要員を当該業務にシフトして取組中。機能強化方策の適切かつ効果的な実施に当たっては、当該業務について、早期にめどを付けることが不可欠。このため、厚生労働省の年金記録回復委員会における年金記録問題への対応方策の検討に協力し、当該方策の具体化の内容に応じ、（年金記録確認第三者委員会の在り方を含め）所要の措置。

政策評価推進機能

政策評価に関する情報の公表

(「行政評価等プログラム」p.3)

- 政策評価に関し①公表すべき情報の種類、内容及び範囲や公表の方法、②各府省の政策評価に関する会議を含めた取組過程の公開ルールを明確にするため、国民の意見も聴いた上で、新たに「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」(仮称)を策定。

政策達成目標明示制度への対応、成果志向の目標設定の推進

(「行政評価等プログラム」p.3)

- 政策達成目標明示制度において設定される政策達成目標の下、政策評価がこれと整合的に実施されるよう対象政策を設定していくなど、適切な役割分担と連携・補完を推進。(両制度の関係については、政策達成目標明示制度の試行期間を通じて検討。)
- 平成22年度からの政策達成目標明示制度の試行的導入に協力しつつ、政策評価においても、成果(アウトカム)に着目した目標の設定を推進。

事前評価の拡充

(「行政評価等プログラム」p.3)

現在、政策評価法に基づく事前評価の義務付け対象政策は、①研究開発、②公共事業、③ODA、④規制

【租税特別措置関係】

- 事前評価の義務付け対象政策として、租税特別措置を追加するため、国民の意見も聴いた上で、速やかに、政策評価法施行令等を改正するとともに、評価方法について定めるガイドラインを策定。

【規制による競争状況への影響分析関係】

- 規制によって市場における競争にどのような影響が生じるかを把握・分析することにより、的確かつスムーズな政策決定を行うための判断材料を提供するとともに、規制をめぐる国民的議論に有用な情報を提供できるようにするため、規制による競争状況への影響分析について、公正取引委員会の協力を得て、試行を開始。

予算編成に資する政策評価の推進

(「行政評価等プログラム」p.3～4)

- 規制の事前評価を除き、公共事業に係る評価を始め予算編成に関連が深い政策評価に基本的に点検対象を特化し、効果的に公表。
- 成果に着目した目標の設定を重視。
- 政策評価と予算・決算の連携を強化するため、以下の取組を推進。
 - ・ 政策評価結果の予算要求への反映について各府省の説明責任を徹底
 - ・ 政策評価結果の予算要求への反映とともに、対応する決算に関する情報を明示
関連して、本年から試行される「行政事業レビュー」の結果を関係する政策評価において活用
- 租税特別措置に係る政策評価を推進。
- 予算の効率化ないし予算要求への反映を企図する政策達成目標明示制度や行政事業レビューとの連携について、両制度に協力しつつ引き続き検討。

政策評価の推進における現地調査機能の活用

(「行政評価等プログラム」p.4)

- 公共事業に係る評価等についての点検の効果を高めていくため、管区行政評価局・行政評価事務所において、それぞれの地元における個別具体的な公共事業について、現地情報を基にして、問題がありそうな事案の見極めを付け、必要があればそれに係る実態の調査等を行うことを検討。
(年金記録問題への対応状況に留意)

「行政評価局調査」機能

(複数府省にまたがる政策の「評価」、各府省業務の実施状況の「評価・監視」)

基本的スタンス

(「行政評価等プログラム」 p. 5)

- 政務三役を中心としたオープンな議論を経て、「行政評価等プログラム」を策定し調査を実施。
- 内閣における重要課題を踏まえ、行政分野を聖域なくカバーしつつ、テーマを選定、タイムリーに機能を発揮。
- 制度の仕組み全体を視野に置き、縦割り行政の弊害の是正や組織・予算面の改革に資する指摘を重視。
- 国民からの調査テーマ公募、調査手法におけるアンケート調査の活用等により、国民との対話・協働を推進。
- 調査実施に当たっての視点として、公開度・説明度（説明責任）の徹底を重視。
- 調査実施に当たって必要な専門的知識を有する職員の育成・確保、外部有識者の知見の活用を推進。
- 行政刷新会議等の政府内の他のレビュー機関、財政当局等と十分に連携。

閣議等の議論を通じた調査の推進

(「行政評価等プログラム」 p. 5)

(確証把握の充実・実効性確保)

- 調査予定のテーマや調査結果に基づく勧告等を閣議・副大臣会議・政務官懇談会等において報告。
- 調査対象府省の協力が不十分な場合、問題状況を政務三役から指摘。

(改善措置状況のフォローアップ)

- 勧告等による改善効果をフォローアップ。
改善が不十分であれば、閣議・副大臣会議・政務官懇談会等における議論を通じ、改善措置の実施を徹底。
- 必要な場合は、内閣総理大臣に対する意見具申権限を行使。
- ※ 上記方策のみでは不十分と認められる場合、調査対象、調査権限の見直しも必要。

「機動調査チーム」の設置等「行政評価局調査」機能の多様化

- 緊急・臨時の案件に機動的に対応し得る体制、運営を整備し、「機動調査チーム」を設置。
 - 各年度のプログラムであらかじめ実施を予定している調査について、業務の効率化や状況に応じた柔軟な調査計画の見直しにより、調査の迅速化を図る。あわせて、行政評価局が担う各機能の総合的な発揮による常時監視活動を展開。
 - 地域に身近な国の行政運営上の課題を取り扱う調査（地域計画調査）等において、行政相談機能との連携を強化し、行政相談を端緒とした調査を積極的に実施。
 - 改善措置状況が不十分な場合、必要に応じ追加調査を実施。
-
- 外部有識者から成る「年金業務監視委員会」の調査審議を踏まえ、年金記録問題に関する対応策の着実な実施や日本年金機構の業務の適正・確実な執行について監視を強化。【実施中】
 - 年金運用独法の運営の在り方について厚生労働省検討委員会に対応等。【実施中】

機能強化方策を踏まえた調査テーマ選定の考え方

「機能強化の視点」、「取組の方向性」を踏まえつつ、政務三役、有識者のオープンな議論を経て、以下の視点に沿ってテーマを選定。

- 内閣の重要方針を踏まえ、国民の関心が高く、タイムリーに機能を発揮できるもの。
平成 22 年度は、以下の点を特に重視
 - ・ 従来見落とされがちだった問題や税金の無駄遣いの排除に資するもの
 - ・ 制度の仕組み全体を視野に置き、縦割り行政の弊害の是正や組織・予算面の改革に資するもの
- 過去の調査実績を踏まえて特定の行政分野に偏らないようバランスも考慮しつつ、行政分野を聖域なくカバーするもの。
- 政府部内でレビュー機能を担う他の機関や各府省における政策評価の実施との整合的機能発揮に留意しつつ、行政評価局の調査・改善機能の特性を効果的に活用できるもの。

平成 22 年度行政評価局業務の全体像

(「行政評価等プログラム」 p.6～7、10～12、参考資料)

行政評価局調査	<p>[調査着手済み] →取りまとめ、勧告予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「バイオマス」<政策評価> ●「食品表示の適正化」 ●「貸切バスの安全確保」 ●「在外公館」 ●「製品の安全対策」 ●「気象行政」 ●「HPバリアフリー」 ●「食品流通対策」 	<p>[平成 22 年度新規着手テーマ]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【税金の無駄遣い排除 (行政運営の効率化・適正化)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「職員研修施設」 ○「法令等遵守 (会計経理の適正化等)」 ○「検査検定、資格認定等 (利用者負担軽減等)」 ○「社会資本の維持管理・更新」 <p>【国民のいのちと生活 (安心と安全)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「児童虐待の防止等」<政策評価> ○「法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成」<政策評価> ○「公共職業安定所における職業紹介等」 </div>	<p>[23、24 年度実施検討テーマ] (毎年度、見直しを行う。)</p> <p>【税金の無駄遣い排除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「農地公共事業 (農業水利施設)」 ○「防衛省調達業務等」 ○「事故米の不正転売問題等への対応」 <p>【国民のいのちと生活】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「自殺対策」 ○「障がい者雇用」 ○「テレワークの推進」<政策評価> <p>※ 上記のほか、行政評価機能強化検討会等における個別テーマの実施に関する議論の中で指摘された事項について、引き続き検討。</p>
	<p>常時監視</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>「常時監視」事項については、情勢の変化に応じ、「機動調査」の実施、既往の行政評価局調査の「再調査」の実施を検討</p> </div>	<p>(緊急・臨時の案件については、「機動調査」で対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「年金積立金管理運用独法 (GPIF)」 (「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」(厚生労働省)への対応) ○「年金業務監視」 (「年金業務監視委員会」と連携) ○既往の行政評価局調査のフォローアップ 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>必要に応じ、「機動調査」として実施することを検討</p> </div>
政策評価推進	<p>政策評価に関する基本的事項の「企画立案」、「推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策評価に関する情報公開の推進 成果志向の目標設定の推進 事前評価の拡充 <p>各府省が行った評価の点検</p>		
行政相談	<p>行政相談により得られる情報の調査・分析 (行政苦情救済推進会議も活用)</p>		
独法評価	<p>(政策評価・独立行政法人評価委員会による)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間終了時の業務の見直し (43 法人) 平成 21 年度の業務実績の評価 (保有資産の見直し、内部統制の充実・強化を重視) 		
年金記録確認第三者委員会	<p>年金記録確認第三者委員会による申立て処理 (厚生労働省の「年金記録回復委員会」の検討状況を踏まえつつ対応)</p>		

(注) ●印を付したテーマは、平成 21 年度行政評価等プログラムに掲載されているもの。
また、網掛けのものは 21 年 12 月から概況調査を実施するなど着手済みのもの。

行政相談機能

基本的スタンス

(「行政評価等プログラム」 p. 7)

- 国民視点と行政の接続を重視し、広く国民の意見を聴き、制度又は運営の改善につなげる活動を展開。

行政相談により得られる情報の調査・分析の充実

(「行政評価等プログラム」 p. 7～8)

- 行政相談の事案分析を強化し、政策課題の抽出、構成を積極的に行う。あわせて、行政苦情救済推進会議の活用を図る。
また、「行政評価局調査」に際し行政相談事案の情報を活用するとともに、行政相談と「行政評価局調査」の担当間での連携強化等を図る。

行政相談委員との協働の充実

(「行政評価等プログラム」 p. 8)

- 国民の身近な相談相手として、ボランティアで相談を受け付けている行政相談委員との協働を充実させることにより、行政の制度・運営の改善を求める国民の声・ニーズを積極的に把握する。
このため、地方公共団体や各種相談機関等との連携の強化等の諸課題に的確に対応し、行政相談委員の相談処理状況等に応じた支援活動を展開する。(地方公共団体への協力依頼文書発出、関係機関協議、活動や考え方についてのアクションプランを策定・通達 等)
 - ・ 相談に係る機関相互のネットワークの強化や共同での処理
 - ・ 委員委嘱の際の協力などの連携活動強化
 - ・ 市町村合併や社会的弱者の状況等に応じた地域の相談ニーズをとらえ全国一律ではない「ねらい」を絞った効果的な行政相談活動を行うことを重視した支援 等

独立行政法人評価機能

今後の取組

(「行政評価等プログラム」 p. 8～9)

- 独立行政法人通則法に基づく政策評価・独立行政法人評価委員会における独立行政法人評価の活動を推進
 - ・ 中期目標期間終了時の業務の見直し（平成 22 年度は 43 法人）
 - ・ 毎年度の各府省独立行政法人評価委員会の業務実績の評価についての二次評価（全法人）

- 平成 22 年度に行う業務実績評価の重要視点として、次を反映する方向で検討
 - ・ 保有資産の見直し（不要資産の売却、資産の有効活用等）
 - ・ 内部統制の充実・強化
 - ※ 独法における内部統制の在り方について、「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」を開催し検討（3月23日 報告書公表）

- 独立行政法人の抜本的な見直しについて行政刷新会議と連携